



鳥取県公報

平成17年 6月21日(火)
第 7 6 9 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-----------------|---|
| 告 示 | 児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (491) (東部福祉保健局) 1 |
| | 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (492) (") 2 |
| | 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (493) (") 2 |
| | 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (494) (") 3 |
| | 指定居宅サービス事業者の指定 (495) (") 3 |
| | 指定居宅サービス事業者の廃止 (496) (") 3 |
| | 指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (497) (") 4 |
| | 指定居宅介護支援事業者の廃止 (498) (") 4 |
| | 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (499) (環境政策課) 4 |
| | 都市計画の変更 (5件) (500~504) (景観まちづくり課) 5 |
| | 環境影響評価書の縦覧 (505) (") 8 |
| | 家畜伝染病の発生 (506) (畜産課) 8 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可 (507) (耕地課) 9 |
| | 国土調査法による事業計画の決定 (508) (") 9 |
| | 国土調査の成果の認証 (509) (") 9 |
| 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (37) 10 |
| 内水面漁管委告示 | コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (7) 10 |
| 公 告 | 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 10 |
| 調達公告 | 一般競争入札の実施 (税務課) 11 |
| 雑 報 | 鳥取県市町村職員共済組合に係る平成16年度の決算の要旨 (市町村振興課) 14 |
| 正 誤 | 平成17年 5月31日付鳥取県公報第7690号中訂正 16 |

告 示

鳥取県告示第491号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 児童居宅支援の種類 | 変更年月日 |
|----------------|--------------|---------------------|----------------------|-----------|-----------|
| 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 | 鳥取市立川町六丁目176 | 障害者福祉センターあさひ園 | 鳥取市湖山町西三丁目113 - 1 | 短期入所 | 平成17年4月1日 |
| 〃 | 〃 | 障害者福祉センター友愛寮 | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第492号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 身体障害者居宅支援の種類 | 指定年月日 |
|----------|-------------------|------------------------|-------------------------|--------------|-----------|
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木六丁目10 - 1 | 株式会社コムスン湖山ケアセンター | 鳥取市湖山町東一丁目403 - 1 - 1 | 居宅介護 | 平成17年6月1日 |
| 〃 | 〃 | 株式会社コムスン鳥取ケアセンター | 鳥取市雲山112 - 2 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第493号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 身体障害者居宅支援の種類 | 変更年月日 |
|----------------|--------------|------------------------|-------------------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 | 鳥取市立川町六丁目176 | 障害者福祉センターあさひ園 | 鳥取市湖山町西三丁目113 - 1 | 短期入所 | 平成17年4月1日 |
| 〃 | 〃 | 障害者福祉センター友愛寮 | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第494号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称 | 知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地 | 知的障害者居宅支援の種類 | 変更年月日 |
|----------------|--------------|------------------------|-------------------------|--------------|-----------|
| 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 | 鳥取市立川町六丁目176 | 障害者福祉センターあさひ園 | 鳥取市湖山町西三丁目113 - 1 | 短期入所 | 平成17年4月1日 |
| 〃 | 〃 | 障害者福祉センター友愛寮 | 〃 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行う事業所の名称 | 居宅サービス事業を行う事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------------------------|----------------|-------------------|--------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人讚美会 理事長 森本美明 | 鳥取市湖山町東四丁目51 | おれんじ湖山デイサービスセンター | 鳥取市湖山町東四丁目51 | 通所介護 | 平成17年6月10日 |
| 特定非営利活動法人 和みの郷 理事長 北村和夫 | 鳥取市古海476 | 在宅支援はうす和みの郷 | 鳥取市立川町五丁目141 - 7 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービス事業の種類 | 廃止年月日 |
|----------------|----------------|----------------------|-----------------------|-------------|-------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------------|---------------------|-----------------------------|-----------------------|--------------|----------------|
| 社会福祉法人鳥取市 社会福祉協議会 会長 岸本 晟 | 鳥取市富安二丁 目104 - 2 | 鳥取市社会福祉協議 会鹿野事業所 | 鳥取市鹿野町今市 651 - 1 | 訪問入浴介護 事業 | 平成17年 5月1日 |
| " | " | 鳥取市社会福祉協議 会佐治事業所 | 鳥取市佐治町加瀬木 2171 - 2 | " | " |
| " | " | 鳥取市社会福祉協議 会河原事業所 | 鳥取市河原町渡一木 277 | " | " |
| 鳥取医療生活協同組 合 組合長理事 山上 英明 | 鳥取市末広温泉 町252 | せいきょう訪問看護 ステーションあおぞ ら | 鳥取市鹿野町今市63 - 1 | 訪問看護 | 平成17年 5月31日 |

鳥取県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（名称及び代表者の 氏名） | 住所（主たる事務所 の所在地） | 居宅介護支援事業を行 う事業所の名称 | 居宅介護支援事業を 行う事業所の所在地 | 変更年月日 |
|---------------------------|--------------------|-----------------------|------------------------|---------------|
| 鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明 | 鳥取市末広温泉町 566 | せいきょう居宅介護支 援事業所 | 鳥取市末広温泉町 211 | 平成17年4月 1日 |

鳥取県告示第498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

| 氏名（名称及び代表者の 氏名） | 住所（主たる事務所 の所在地） | 居宅介護支援事業を行 う事業所の名称 | 居宅介護支援事業を 行う事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|---------------------------|--------------------|-------------------------|------------------------|----------------|
| 鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明 | 鳥取市末広温泉町 252 | 大森生協診療所 | 鳥取市西品治806 | 平成17年5月 31日 |
| " | " | せいきょう訪問看護ス テーションすずらん | " | " |

鳥取県告示第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画下水道事業 鳥取市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和32年9月27日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
削除する部分 鳥取市南町
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線
鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線
鳥取都市計画道路3・4・23号徳尾嶋線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 鳥取都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線
追加する部分
鳥取市本高字白木西分、字白木東分、字風口、字毛勝、字向山、字飛井田、字弓ノ木、字山越、字越前、字下モノ谷及び字神子ヶ谷、古海字清水谷及び字釜ヶ谷、嶋字下川向、字井古田、字青木、字四反田及び字土居ノ下、大楠字大所、字白木、字西白木、字下前田、字僧ヶ谷ノ巻、字村土居ノ巻、字上ノ畑及び字後谷、里仁字岩ヶ谷ノ一、桂見字日焼、字鍋山、字東村土居、字水穴、字榎ヶ坪、字家ノ前、字本谷口、字雲雀谷、字石ヶ谷及び字宮ノ谷、高住字鷺谷奥、字牛輪谷、字門塔上、字井手添、字平田、字中瀬、字宮ノ谷及び字寺谷、良田字小谷田、字山廻り、字平田、字口宮ノ谷、字口宮ノ谷西分、字稲場、字中道、字牛谷、字口道谷、字口道谷西分、字口菖蒲谷、字高尾及び字中菖蒲谷西分、松原字大黒見、字田之モ、字小奥、字山根、字中瀬、字中田中及び字下田中、金沢字上田中、字田中、字坂津口、字坂津、字坂津分、字山ノ谷山分及び字北ノ谷、福井字坂津、字小湯戸、字大湯戸、字宮田、字猿走り、字中坪湯田、字柿之木谷、字梨子之木谷及び字花ノ谷、伏野字三谷奥ノ一及び字三谷奥ノ貳、内海中字下大コ谷、字上山田及び字仏ノ谷並びに御熊字細廻り及び字堀谷
 - (2) 鳥取都市計画道路3・3・4号停車場布勢線

変更する部分

鳥取市栄町、東品治町、今町二丁目、行徳一丁目、幸町、古市、古海字下新田、字下土居、字瀬戸田、字東三反長、字中三反長、字西三反長、字堀川端及び字西加路田、徳尾字下山崎、字明星、字岩ヶ谷、字弁才天、字寺谷、字村上土居、字ハス田、字土手崎、字上岸ノ二、字上岸ノ一、字花原ノ三、字大町、字熊ヶ坪ノ一及び字中島、里仁字菱田、字上八反田、字竹ヶ鼻、字中ノ町、字法谷口、字法谷、字法谷ノ一、字白坂、字小谷、字広畑、字堤谷ノ一、字長畑、字後谷ノ二、字後谷ノ一、字笹尾鼻ノ二、字後谷奥、字尺八谷ノ一及び字尺八谷ノ二、布勢字糺谷口、字山本、字水入、字鶴指鼻及び字河徳並びに桂見字白田、字五反田、字山ノ鼻、字上河原及び字林ノ前

(3) 鳥取都市計画道路3・4・23号徳尾嶋線

追加する部分

鳥取市徳尾字上岸ノ一、字上岸ノ二及び字坪田、嶋字柏原、字下モ中坪、字上ミ中坪、字四反田、字土居ノ下、字村下モ土居、字村上土居及び字宮ノ元並びに宮谷字田中

鳥取県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

気高都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

気高都市計画道路3・4・1号岡木短尾線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 気高都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

追加する部分

鳥取市気高町奥沢見字一ノ谷、字菊童子、字鬼ヶ谷及び字柳谷、気高町常松字千葉台、字家ノ奥、字中井尻、字大谷、字庭知光、字菅田、字堅條及び字上河原、気高町下坂本字下河原、字清合、字下化、字黒田、字池田、字大將軍、字中瀬、字前田、字下榎木、字四枚畑及び字岩谷、気高町日光字長谷東平、字長谷、字東長谷、字長谷口清水及び字西長谷、気高町勝見字郷谷奥切、気高町高江字寺ノ上通、字寺ノ下通、字前田及び字岸ノ下、気高町郡家字松ノ木、字青木及び字上畑ヶ田、気高町会下字上嶽ノ下、字上台、字南田、字日焼田、字上屋敷、字寺奥、字岩井坂比平、字岩井坂及び字大平、気高町下原字孫節、字孫次郎、字孫節西平、字上西奥、字堤谷及び字善九郎谷並びに気高町八束水字陣山大平

(2) 気高都市計画道路3・4・1号岡木短尾線

追加する部分

鳥取市気高町勝見字郷谷口、字堂谷、字郷谷、字清乗谷、字棚田、字大高下及び字稻荷谷口

変更する部分

鳥取市気高町勝見字箕平要害谷、字要害谷口、字前田及び字乗御前口、気高町八幡字宮ノ前、気高町新町一丁目並びに気高町北浜一丁目

鳥取県告示第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2

項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

鹿野都市計画道路3・6・1号岡木短尾線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鹿野都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

追加する部分

鳥取市鹿野町乙亥正字上穴谷、字大角、字竹鼻、字小河原、字江川、字捨石、字屋敷廻、字脊掛、字小川谷及び字合谷並びに鹿野町岡木字宮ノ下、字畑ヶ田及び字下谷

(2) 鹿野都市計画道路3・6・1号岡木短尾線

追加する部分

鳥取市鹿野町岡木字畑ヶ田及び字下荒堀並びに鹿野町乙亥正字脊掛、字捨石、字仲田、字江川及び字柳坪

鳥取県告示第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

青谷都市計画道路1・4・1号鳥取青谷線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市青谷町養郷字上ミ菰池東平、字上ミ菰池、字狐谷ノ一、字狐谷、字西谷ノ一、字西谷、字下モ濁池ノ一、字下モ濁池、字下モ濁池西平、字深谷、字た糸じ、字岩手ノ一、字北平ノ一、字北平、字瀧尻、字澤及び字狐殺並びに青谷町青谷字横木、字竹山、字山はな及び字清水尻

鳥取県告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園9・6・1号布勢総合運動公園

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市大楠字後谷、字上ノ畑及び字村土居ノ壱並びに里仁字岩ヶ谷ノ一

鳥取県告示第505号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第25条第3項の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の送付をしたので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画決定権者の名称

鳥取県

鳥取県知事 片山 善博

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

名称 都市計画道路鳥取青谷線

種類 一般国道（高規格幹線道路）の改築

規模 延長約19.3キロメートル 4車線

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

起点 鳥取市本高

終点 鳥取市青谷町青谷

4 関係地域の範囲

鳥取市

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課

鳥取市尚徳町116 鳥取市都市整備部都市計画課

鳥取市気高町浜村282 - 1 鳥取市気高町総合支所産業建設課

鳥取市鹿野町鹿野1517 鳥取市鹿野町総合支所産業建設課

鳥取市青谷町青谷667 鳥取市青谷町総合支所産業建設課

縦覧期間 平成17年6月21日（火）から同年7月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

鳥取県告示第506号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 区分 | 頭数 | 発 生 場 所 | 発 生 年 月 日 |
|----------|-------|----|----|------------|------------|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1 | 鳥取市気高町睦達75 | 平成17年6月13日 |

鳥取県告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東郷土地改良区の定款の変更を平成17年6月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第508号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成17年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 | 調査面積 (平方キロメートル) |
|-----------|---------------|--------------|--------------------|
| 智頭町 | 八頭郡智頭町大字大背の一部 | 平成18年3月31日まで | 0.27 |

鳥取県告示第509号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|------------------------------|-------------------|------------|
| 八 東 町 | 平成13年度から平成16年度まで | 八頭町（福井、隼福及び見槻中の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 八頭町福井、隼福及び見槻中の各一部 | 平成17年6月21日 |
| 大 山 町 | 平成14年度から平成16年度まで | 大山町（羽田井及び束積の各一部）の地籍図及び地籍簿 | 大山町羽田井及び束積の各一部 | ” |
| 江 府 町 | 平成13年度から平成15年度まで | 江府町（大字俣野の一部）の地籍図及び地籍簿 | 江府町大字俣野の一部 | ” |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

平成17年第6回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年6月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成17年6月22日(水) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 平成17年度青年リーダー養成研修(中国・四国ブロック)の開催について
 - (2) その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第7号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年6月21日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 八頭町下峰寺の私都川から取水する津ノ井用水及びそれに接続するすべての用水路
- (2) 津ノ井用水と私都川の合流点より下流の私都川本流
- (3) 鳥取市祢宜谷の矢中池
- (4) 津ノ井用水と砂田川の合流点より下流の砂田川本流及び砂田川放水路
- (5) 津ノ井用水と香取川の合流点より下流の香取川本流
- (6) 津ノ井用水と中瀬川の合流点より下流の中瀬川本流
- (7) 砂田川と大路川の合流点より下流の大路川本流

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年6月21日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|--------------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 初心者講習 | | 平成17年7月8日 午前10時から午後 4時まで | 米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者 |
| 経験者講習 | | 平成17年7月12日 午後1時30分から 午後4時30分まで | 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署 | 浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5時間

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の件名及び数量

地方税電子申告審査システム導入業務 一式

(内訳)

ア 地方税電子申告審査システム賃貸借 一式

イ 地方税電子申告審査システム保守業務 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入・業務期間

平成17年10月1日から平成21年9月30日まで

(4) 納入期限

平成17年9月30日(金)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(3)の借入・業務期間中の(1)に掲げる物品に係る賃借料及び保守料の月額をそれぞれ記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年6月21日(火)から同年8月1日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 借入物品等の納入時及び借入期間中において、ORACLE MASTER Oracle 9i Databaseの資格を保有し、かつ、次のアからエまでのうちのいずれか1つの資格を保有する技術者を自社又は借入物品等の納入業者の要員として有しており、かつ、3の契約担当部局の求めに応じて速やかに当該技術者を派遣することができる者であること。

ア Sun 認定 Solaris システム管理者 for Solaris 9

イ システムアドミニストレータ認定 HP - UX11i

ウ pSeries 認定 システム管理

エ pSeries 認定 Administration and Support for AIX 5L V5.2

3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課

電話 0857 - 26 - 7051

電子メールアドレス zeimu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年6月22日(水)午前9時から同月30日(木)午後5時までの間(日曜日及び土曜日を除く。)交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限ることとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年8月1日(月)午後2時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、同日正午とする。)

鳥取県庁第2会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年7月14日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して、3の契約担当部局から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として次のア及びイに掲げる金額を合計した額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 入札金額(地方税電子申告審査システム賃貸借に係るものに限る。)に48月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額

イ 入札金額(地方税電子申告審査システム保守業務に係るものに限る。)に6月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として次のア及びイに掲げる金額を合計した額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 落札金額(地方税電子申告審査システム賃貸借に係るものに限る。)に48月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額

イ 落札金額(地方税電子申告審査システム保守業務に係るものに限る。)に6月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額

| 経 理 区 分 | | 短期 | 長期 | 業務 | 保健 | 宿泊 | 貯金 | 貸付 | 物資 | 基礎年金 支 払 |
|---------|-------|-----------|------------|---------|---------|-----------|------------|-----------|---------|-------------|
| 資 産 | 流動資産 | 1,159,680 | 8,354,561 | 124,080 | 632,776 | 506,761 | 4,923,552 | 48,355 | 208,456 | |
| | 固定資産 | | 28,427,169 | 178 | 721 | 2,843,889 | 6,100,516 | 6,995,370 | 91 | |
| | 繰延資産 | | | | | | | | | |
| 資産合計 | | 1,159,680 | 36,781,730 | 124,258 | 633,497 | 3,350,650 | 11,024,068 | 7,043,725 | 208,547 | 0 |
| 負 債 | 流動負債 | 164,729 | 452 | 1,913 | 24,593 | 91,795 | 10,229,159 | 772 | 1,645 | |
| | 固定負債 | 311,883 | 245 | 97,010 | 56,535 | 948,362 | 64,608 | 7,016,818 | 181,741 | |
| | 負債合計 | 476,612 | 697 | 98,923 | 81,128 | 1,040,157 | 10,293,767 | 7,017,590 | 183,386 | 0 |
| 資 本 | 資本剰余金 | | | 474 | | 2,249,738 | | | | |
| | 積立金 | | 36,781,033 | | | | | | | |
| | 利益剰余金 | 683,068 | | 24,861 | 552,369 | 60,755 | 730,301 | 26,135 | 25,161 | |
| | 資本合計 | 683,068 | 36,781,033 | 25,335 | 552,369 | 2,310,493 | 730,301 | 26,135 | 25,161 | 0 |
| 負債・資本合計 | | 1,159,680 | 36,781,730 | 124,258 | 633,497 | 3,350,650 | 11,024,068 | 7,043,725 | 208,547 | 0 |

正 誤

平成17年5月31日付鳥取県公報第7690号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|---|-------|--------------------|--------------------|
| 6 | 下から21 | 午前9時30分から午後0時30分まで | 午後1時30分から午後4時30分まで |
| 6 | 下から17 | 午後1時30分から午後4時30分まで | 午前9時30分から午後0時30分まで |